

不動産に関する  
相談窓口を知りたい

宅地建物取引業法の規制の対象となる  
取引・業務であるかを調べる(別紙A)

宅地建物取引業法の  
規制対象か

いいえ

各窓口相談  
(別紙C)

はい

宅地建物取引業者の免許行政庁を調べる  
(別紙B)

奈良県知事免許業者か

いいえ

該当する  
免許行政庁に  
相談

はい

奈良県庁へ相談

## 不動産取引に係るご相談窓口について

### ◆宅地建物取引業法の規制対象となる内容の場合

#### ＜宅地建物取引業法の規制範囲＞ ……A

宅地または建物の

- ① 売買または交換
- ② (売買、交換、貸借) の代理
- ③ (売買、交換、貸借) の媒介※

上記に該当する宅地建物取引を業として行うものに限って規制対象となります。

※媒介とは、他人間の売買、賃貸借等の契約成立に向けてあつせん尽力する事実行為であつて、一般的に仲介ともいいます。

上記の宅地建物取引業法の規制対象となる内容の場合、まずは宅建業者の情報をお調べいただき、該当する免許行政庁へご相談ください。

免許行政庁は以下の国土交通省のサイトから確認できます。

#### ＜建設業者・宅建業者等企業情報検索システム＞ ……B

<https://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/takkenKensaku.do>

#### ＜奈良県知事免許の宅建業者の場合＞

- ・奈良県知事免許業者については、奈良県庁建築安全推進課総務宅建係が免許行政庁となります。
- ・当係では、原則として宅地建物取引のうち、宅地建物取引業法の規制対象となる内容についてのご相談に応じています。相談内容によっては、別の相談窓口をご案内することがありますので、ご了承ください。
- ・来庁によるご相談を希望される場合は、来庁前にまず当係（TEL 0742-27-7563）へ電話でご連絡ください。連絡なく来庁された場合は、対応できない場合があります。
- ・来庁時は、できるだけ契約当事者ご本人が、契約書、重要事項説明書、広告などの関係書類一式をお持ちください。また、経緯についてもまとめたものがあれば一緒にお持ちください。
- ・行政庁においては金銭的な解決はできませんので、金銭的な解決については別途法律相談等をご利用ください。

## ◆宅地建物取引業法の規制対象外となる内容の場合

### ＜宅地建物取引業法の規制対象外となる例＞

- ・ 宅建業者が関係しない個人間の不動産取引
- ・ 宅建業者が行う下記の業務等
  - 賃貸住宅の管理業務（契約更新、退去手続、家賃督促等）
  - 注文住宅等の建築請負契約（建築条件付土地売買の建物を含む）
  - 宅地造成等の土木開発業務
  - マンション等の管理業務
  - 月極駐車場の契約や管理に関すること
- ・ 宅建業者の宅地建物取引業法に関わらない不法行為（例：おどし、嫌がらせ等）

以下のそれぞれのご相談先へお問い合わせください。 ……C

相談内容	相談窓口	ホームページアドレス等
相談窓口の紹介等	法テラス	<a href="https://www.houterasu.or.jp/">https://www.houterasu.or.jp/</a>
消費者トラブル全般	国民生活センター 都道府県・市町村の消費生活センター	<a href="http://www.kokusen.go.jp/">http://www.kokusen.go.jp/</a> 全国共通消費者ホットライン (局番なし) 188
不動産取引に関する トラブル全般	(一財) 不動産適正取引 推進機構	<a href="http://www.retio.or.jp/">http://www.retio.or.jp/</a>
	(公財) 不動産流通推進 センター	<a href="https://www.retpc.jp/">https://www.retpc.jp/</a>
法律相談	日本弁護士連合会	<a href="https://www.nichibenren.or.jp/">https://www.nichibenren.or.jp/</a>
	奈良弁護士会	<a href="http://www.naben.or.jp/">http://www.naben.or.jp/</a>
	市町村の無料法律相談	各市町村ホームページ等でご確認ください。
不動産に関する広告	(公社) 近畿地区不動産 公正取引協議会	<a href="http://www.koutori.or.jp/">http://www.koutori.or.jp/</a>
境界トラブル・越境	奈良県土地家屋調査士会	<a href="http://www.nara-chousashikai.or.jp/">http://www.nara-chousashikai.or.jp/</a>
住宅の不具合・欠陥 ・リフォーム・住宅 紛争処理	住まいるダイヤル((公財) 住宅リフォーム・紛争処 理支援センター)	<a href="http://www.chord.or.jp/">http://www.chord.or.jp/</a>
業界団体	・ 不動産無料相談・各団体に加入する会員業者との紛争により生じた損害 について弁済を受けたい場合	
	(公社) 奈良県宅地建物 取引業協会	<a href="https://nara-takken.or.jp/">https://nara-takken.or.jp/</a>

	(公社) 全日本不動産協会 奈良県本部	<a href="https://www.nara.zennichi.or.jp/">https://www.nara.zennichi.or.jp/</a>
賃貸住宅管理業	・賃貸住宅管理業登録を受けている事業者である場合のみ対応可	
	各地方整備局の所管課	
	近畿地方整備局	<a href="https://www.kkr.mlit.go.jp/">https://www.kkr.mlit.go.jp/</a>
無免許営業	奈良県警察本部 県民サービス課	<a href="http://www.police.pref.nara.jp/">http://www.police.pref.nara.jp/</a>
建設者に関する相談	各都道府県の所管課	
	奈良県	<a href="http://www.pref.nara.jp/4143.htm">http://www.pref.nara.jp/4143.htm</a>
知識・情報	不動産ジャパン (公財) 不動産流通推進センター(運営)	<a href="http://www.fudousan.or.jp/">http://www.fudousan.or.jp/</a>

※不動産に関する広告については、宅地建物取引業法第32条の規制対象となる内容である場合があります。(実際には存在しない物件等の「虚偽広告」、実際には取引できない物件等の「おとり広告」等)

宅地建物取引業法の規制対象となる内容の場合は、各免許行政庁においてもご相談をお受けします。